

久保1号橋橋梁補修工事

# 特 記 仕 様 書

## 【適用範囲】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」（港湾工事にあたっては、「新潟県港湾工事標準仕様書」）を適用するものとする。

## ○施工条件関係

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。  
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

| 明 示 項 目          | 施 工 条 件                                                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ 工 程 関 係        | 1. 関連する別途工事あり<br>・工 事 名 :<br>・予 定 期 間 :                            |
|                  | 2. 施工時期、時間、方法の制限あり<br>・時 期 :<br>・時 間 :<br>・方 法 :                   |
|                  | 3. 関係機関協議による工程条件あり<br>・協 議 内 容 :<br>・完了予定時期 :                      |
|                  | 4. その他                                                             |
| Ⅱ 用 地 関 係        | 1. 工事用地等の未処理部分あり<br>・処理見込時期 :<br>・区 間 :                            |
|                  | 2. 仮設ヤードの指定あり<br>・場 所 :<br>・期 間 :                                  |
|                  | 3. その他                                                             |
| Ⅲ 公 害 対 策<br>関 係 | 1. 公害防止の制限あり ( 騒音・振動、 排出ガス、 粉じん、 水質等 )<br>・施 工 方 法 :<br>・作 業 時 間 : |

| 明 示 項 目         | 施 工 条 件                                                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ 公 害 対 策 関 係   | 2. 家屋等の調査の必要性あり<br>・方 法 :<br>・範 囲 :                                                  |
|                 | 3. その他                                                                               |
| Ⅳ 安 全 対 策 関 係   | 1. 交通安全施設等の指定あり<br>・交 通 誘 導 警 備 員 :<br>(勤務実績提出の必要あり)<br>・その他施設等 :                    |
|                 | 2. 近接作業制限あり ( 鉄道、 ガス、 水道、 電気、 電話等 )<br>・内 容 :<br>・工 法 制 限 :<br>・作業時間制限 :             |
|                 | 3. 発破作業あり<br>・保安設備及び保安要員<br>・防護工 :<br>・作業時間制限 :                                      |
|                 | 4. 防護施設 (落石、雪崩、土砂崩落等)<br>・内 容 :                                                      |
|                 | ⑤. その他<br>交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。 |
| Ⅴ 工 事 用 道 路 関 係 | 1. 一般道路を搬入路としての制限あり<br>・搬入経路 :<br>・期 間 :<br>・使用後の措置 :                                |
|                 | 2. 一般道路の占用<br>・期 間 :<br>・規制条件 :<br>・時間制限 :                                           |

| 明 示 項 目                    | 施 工 条 件                                                               |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| V 工 事 用 道 路<br>関 係         | 3. 仮設道路措置<br>・工法指定の有無 :<br>・用地関係 :<br>・安全施設 :<br>・工事完了後の「存置」または「撤去」 : |
|                            | 4. その他                                                                |
| VI 仮 設 備 関 係               | 1. 仮設備の指定あり                                                           |
|                            | 2. 仮設備の条件指定あり                                                         |
|                            | 3. 仮設備の転用、兼用あり<br>・工種 :<br>・内容 :                                      |
|                            | 4. イメージアップあり<br>・内 容 :                                                |
|                            | 5. その他                                                                |
| VII 残 土 ・ 産 業<br>廃 棄 物 関 係 | 別紙「特記仕様書 建設副産物関係」のとおり<br><br>○ ○                                      |

| 明 示 項 目                       | （ 施 工 条 件 ）                                                            |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| Ⅶ 工 事 支 障<br>物 件 等            | 1. 占有支障物件あり （ 電気、 電話、 水道、 ガス等 ）<br>・ 内容 ：<br>・ 移設、撤去、防護方法等 ：<br>・ 時期 ： |
|                               | 2. 占有物件重複施工あり<br>・ 内容 ：                                                |
|                               | 3. その他                                                                 |
| Ⅸ 排 水 工<br>（ 濁 水 処 理<br>含 む ） | 1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり<br>・ 内容 ：                                           |
| X 薬 液 注 入<br>関 係              | 1. 薬液注入工法あり<br>・ 別紙条件明示による                                             |
| ⅩⅠ そ の 他                      | 1. 現場発生材あり<br>・ 品名 ：<br>・ 品名 ：納入場所 ：                                   |
|                               | 2. 支給品および貸与品あり<br>・ 品名 ：<br>・ 引渡し場所 ：                                  |
|                               | 3. 品質証明の対象工事である<br>・ 標準仕様書第1編（章）1－1－1－24による                            |
|                               | 4. その他                                                                 |

## ○材料指定関係

材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。

## ○排出ガス対策型建設機械関係

排出ガス対策型建設機械（第2次基準及び第3次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

## ○アスベスト含有建設資材関係

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

○建設副産物関係

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

| 再 生 資 材 名 |  | 規 格 | 使 用 箇 所 | 備 考 |
|-----------|--|-----|---------|-----|
|           |  |     |         |     |
|           |  |     |         |     |
|           |  |     |         |     |
|           |  |     |         |     |
|           |  |     |         |     |

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

| 発 注 機 関 | 工 事 名 | 発 生 場 所 | 施工会社名・連絡先 | 備 考 |
|---------|-------|---------|-----------|-----|
|         |       |         |           |     |
|         |       |         |           |     |
|         |       |         |           |     |
|         |       |         |           |     |
|         |       |         |           |     |

### 3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 搬 | 出 | 先 |   |   |   |
| 搬 | 出 | 先 | 地 | 名 |   |
| 連 | 絡 | 先 |   |   |   |
| 設 | 計 | 運 | 搬 | 距 | 離 |
| 受 | 入 | 時 | 間 |   |   |
| 設 | 計 | 受 | 入 | 費 | 用 |
| 仮 | 置 | 場 | 所 | の | 有 |
| 備 |   | 考 |   |   |   |

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

### 4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

|   |   |   |   |   |   |   |   |             |  |  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|-------------|--|--|
| 搬 | 出 | す | る | 廃 | 棄 | 物 | 名 | コンクリート殻（無筋） |  |  |
| 設 | 計 | 運 | 搬 | 距 | 離 |   |   | L=18.0km    |  |  |
| 受 | 入 | 時 | 間 |   |   |   |   |             |  |  |
| 設 | 計 | 受 | 入 | 費 | 用 |   |   | 2,000 (円/t) |  |  |
| 備 |   | 考 |   |   |   |   |   |             |  |  |

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

|             |  |  |  |
|-------------|--|--|--|
| 設 計 運 搬 距 離 |  |  |  |
| 受 入 時 間     |  |  |  |
| 設 計 受 入 費 用 |  |  |  |
| 備 考         |  |  |  |

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

7. 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。

8. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

## 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を破砕または混合して、製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン（以下「再生クラッシャーラン等」という。）の性状についてについて、次のとおり規定する。

なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めとする。

### 1. 材料

#### 1-1

##### ①再生クラッシャーラン（RC-40）

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破砕、分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれらに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

##### ②アスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）

再生クラッシャーラン（RC-40）もしくはクラッシャーラン（C-40）を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいう。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン（RC-40）を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン（C-40）を母材とする「C混合」がある。

#### 1-2

再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではない。

#### 1-3

再生クラッシャーラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。

### 2. 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格ならびに品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

#### 2-1（品質）

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

| 材 料              | 修正CBR | PI<br>(塑性指数) | グリズリアンダー材<br>の混入率 |
|------------------|-------|--------------|-------------------|
| 再生クラッシャーラン       | 30%以上 | 6以下          | —                 |
| アスファルト再生クラッシャーラン | 40%以上 | 6以下          | 質量配合40%以下         |

[注]

(1) 再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験（粒度は道路用碎石S-13（13～5mm）のもの）とする。

(2) 再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

#### 2-2（粒度範囲）

再生クラッシャーラン等の粒度は〔JIS A 5001〕道路用碎石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

| 粒度の範囲（mm） |       | RC-40<br>(40～0) | ARC-40<br>(40～0) |
|-----------|-------|-----------------|------------------|
| ふるい目（mm）  |       |                 |                  |
| 通         | 53.00 | 100             | 100              |
| 過         | 37.50 | 95～100          | 95～100           |
| 質         | 31.50 | —               | —                |
| 量         | 26.50 | —               | —                |
| 百         | 19.00 | 50～80           | 50～80            |
| 分         | 13.20 | —               | —                |
| 率         | 4.75  | 15～40           | 15～40            |
| (%)       | 2.36  | 5～25            | 5～25             |

[注] 粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままのみかけの骨材粒度を使用する。

## 設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書

設計図書の照査、変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款 19 条～25 条及び土木工事標準仕様書共通編 1-1-1-3、1-1-1-15～1-1-1-17 によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計の照査ガイドライン」、「土木工事設計変更ガイドライン」及び「工事一時中に係るガイドライン」によることとする。